

民生委員・児童委員のサポーター

民生委員・児童委員 協力員の手引き



も く じ

1 民生委員・児童委員協力員制度とは 1

2 活動内容・報告 3

3 活動事例 4

4 個人情報の保護 7

5 推薦・委嘱 8

6 その他 9

静岡県民生委員・児童委員協力員制度実施要綱 12

静岡県民生委員・児童委員協力員制度実施要領 14

個人情報取扱特記事項 16

1

民生委員・児童委員協力員制度とは

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、厚生労働大臣の委嘱を受けて「地域住民の身近な相談役」として、介護や子育ての心配ごと、生活上の困りごとなど、福祉に関する様々な相談に応じています。また、相談内容に応じて必要な支援を受けられるように関係機関との「つなぎ役」として活動しています。

しかし、近年は、地域の課題の多様化などによって民生委員の役割は増しており、負担の増加やなり手不足の問題が生じています。

そこで、静岡県では民生委員や地区民生委員児童委員協議会（地域ごとの民生委員組織。以下「地区民児協」という。）の活動を補佐する協力員制度を創設しました。

1. 制度の概要

- 静岡県の民生委員・児童委員協力員制度は、民生委員の活動を補佐する協力員（ペアサポーター）と地区民児協の活動を補佐する協力員（エリアサポーター）の2本建てです。

| 区 分 | 協 力 員 | |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | ペアサポーター | エリアサポーター |
| 配 置 | 希望する民生委員に配置 1人まで配置が可能（主任児童委員は除く） | 希望する地区民児協に配置 3人まで配置が可能 |
| 目 的 | 活動負担軽減、精神的負担の緩和 | 地区民児協の運営補助 |
| 選 任 者 | 民生委員 | 地区民児協会長 |
| 活動内容 | <ul style="list-style-type: none">●地域での見守り活動（簡易な訪問、同行訪問）●民生委員への情報提供●周知・啓発活動 | <ul style="list-style-type: none">●地区民児協の会議等に参加●困難事例の対応方法についての助言●地区民児協の運営補助 |

【推薦手続き】

- ペアサポーターは、民生委員が候補者を選び、地区民児協会長に対して推薦します。
- エリアサポーターは、地区民児協ごとに選任し、地区民児協会長が推薦します。
- 地区民児協会長は、ペアサポーター候補者とエリアサポーター候補者の適格性を判断して、市町に推薦します。
- 県は、市町からの推薦に基づき委嘱を決定します。

【活 動】

- ペアサポーターは、民生委員と連携し、その指示・指導の下で民生委員活動の補佐を行います。
- エリアサポーターは、民生委員及び地区民児協会長と連携し、その依頼の下に活動を行います。

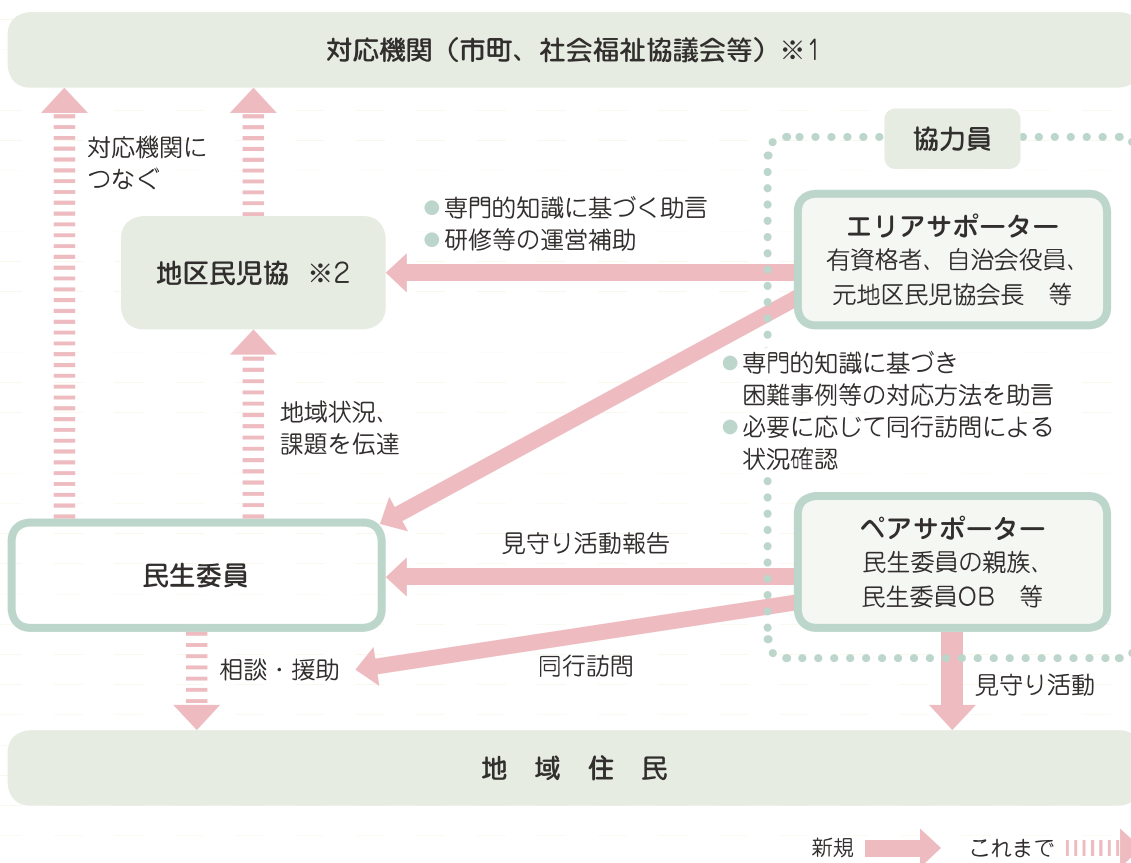
【守秘義務】

- 協力員は、活動で知り得た個人の秘密を遵守する旨の誓約書及び県の実施要綱に基づき、守秘義務が課せられます。なお、退任後も守秘義務が引き続き課せられます。

2. 基本的な考え方

- 協力員が民生委員を補佐するには、相互の協力が重要となります。民生委員と協力員は、活動上のパートナーとして連携しましょう。
- 協力員は「無理せず、気長に、抱え込まず」という気持ちで活動してください。

3. 制度のイメージ



| 名 称 | 内 容 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※1 対応機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市役所、町役場、地域包括支援センター、社会福祉協議会といった、福祉問題の解決に向けて対応する機関 ● 民生委員が支援をつなぐ先となる。 |
| ※2 地区民生委員児童委員協議会（地区民児協） | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域ごとに民生委員同士がつながりを持ち、相互に援助し、連絡調整や問題解決を図る場として、民生委員法第20条により組織することが規定されている。 ● 県内では162の地区民児協が組織されている。 |